

公 共 事 業 再 評 価 調 書

平成 26 年 1 月 9 日

1. 事業概要及び事業の必要性

事業名	新門司南地区 廃棄物処理施設整備事業		
事業箇所	【当初】北九州市門司区新門司三丁目地先 【変更】北九州市若松区響町二丁目地先		
事業化年度	平成 18 年度	事業期間	【当初】平成 18 年度～平成 27 年度 【変更】～平成 39 年度
全体事業費	【当初】19,431 百万円 【変更】1,9207 百万円 (廃棄物埋立護岸 17,407 百万円 環境施設 1,800 百万円)	補助区分	港湾環境整備事業 廃棄物埋立護岸等 循環型社会形成推進交付金
関係事業 (他団体含む)			
事業担当課	港湾空港局 整備部	計画課 事業調整課	(連絡先：321-5967) (連絡先：321-5988)
	環境局 循環社会推進部	循環社会推進課 施設課	(連絡先：582-2187) (連絡先：582-2184)
事業を必要とする地域の課題・事業目的	<p>北九州市では、廃棄物の減量化、資源化に努めているが、市民生活や市内企業の経済活動を支えていくためには、長期にわたり安定的な廃棄物等の処分場を確保する必要がある。家庭から排出される一般廃棄物の処理は市が責任を負っており、市内で処分場を確保できない場合、市外に処分場を求める必要があるが、全国的に一般廃棄物処分場は不足しており、処分場確保は非常に困難である。また、民間セメント会社等に処理委託する場合の処理費は本市の処理原価と比較しても相当高額であり、本市財政への影響やごみ処理費の新たな市民負担の検討など、多大な影響が生じるとともに、長期・安定的な一般廃棄物の適正処理を担保できない。</p> <p>一方、企業活動では、必ず一定量の産業廃棄物が生じるが、市内企業（平成 24 年度延べ 2,248 社利用）にとって確実に適正かつ他都市と比較して安価に処分できる処分場の確保は、本市の製造業を中心とする産業活動の継続・発展において重要な産業支援インフラの役割を担っており、さらに、企業誘致においても大きな優位性となっている。</p> <p>これらの点から、廃棄物処分場の市内での確保は、市民生活及び産業活動において必要不可欠な都市インフラである。</p> <p>また、本市には港湾を利用する製造業が多く立地することから、i) 近年の船舶大型化への対応のための航路・泊地の増深 ii) 航行安全性向上のための航路拡幅 iii) 管理する水域の大きさが全国 4 位と広大な北九州港内における航路・泊地等の維持浚渫 によって発生する浚渫土砂を処分しなければならない。</p> <p>しかし、既存処分場の残容量が平成 33 年度には限界を迎える見込みとなっており、後継処分場の整備が必要となっている。</p> <p>そこで、市内で発生する廃棄物等を適切に処分するため、当初新門司南地区に処分場を確保するよう進めていたが、諸般の事情で事業着手の目途が立たないことから、「響灘東地区」に箇所を変更して事業を進めるものである。</p>		

事業内容	<p>【当初事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区：新門司地区 ● 処分場面積：約 49ha ● 廃棄物処理容量：3,600 千 m³ (内訳) 浚渫土砂 1,080 千 m³、建設廃材 1,320 千 m³ 一般廃棄物 600 千 m³、産業廃棄物 600 千 m³ ● 施設整備概要 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立護岸整備 延長 3,052m・排水処理施設 1 式 <p>【変更事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区：響灘東地区 ● 処分場面積：約 38ha ● 廃棄物処理容量：4,990 千 m³ (内訳) 浚渫土砂 2,100 千 m³、建設廃材 1,380 千 m³ 一般廃棄物 850 千 m³、産業廃棄物 660 千 m³ ● 施設整備概要 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立護岸整備 延長 3,170m・排水処理施設 1 式
------	---

2. 事業進捗状況

事業進捗状況及び見込み	<p>新門司南地区において、平成 17 年度より、公有水面に関し権利を有する者との交渉を行ってきたが、同意が得られず、事業が進まない。</p> <p>そのため、響灘東地区に箇所を変更して処分場事業を進めることとした。</p> <p>当該地区については、平成 23 年策定の北九州港長期構想や平成 24 年策定の北九州港港湾計画において、検討委員会を設置するとともにパブリックコメントや地元説明会を複数回実施しており、上記権利者に対しても、港湾計画策定時に了承を得ている。</p>
-------------	---

3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

<p>既存処分場については、廃棄物の資源化、減量化に努め、施設の延命化を図ってきたが、残容量が平成 33 年度には限界を迎える見込みとなっている。</p> <p>また、現在の技術水準や社会情勢から、今後も廃棄物等は継続して発生するものであり、実施可能箇所での事業継続の必要性がある。</p>

4. 地元住民、受益対象者及び関係機関の意向

<p>これまで、新門司南地区の公有水面に関し権利を有する者と交渉を行ってきたが、同意を得られていない。</p> <p>響灘東地区については、市民に対して、北九州港長期構想及び北九州港港湾計画の策定当たり、4 年間でパブリックコメントを 3 回行った。さらに、環境影響評価手続きにおいて、市民意見の募集を 2 回、地元説明会を 2 回開催し、事業の必要性を説明した。また、市議会に対しても、長期構想及び港湾計画の策定にあたり、7 回報告を行っている。</p> <p>それらの説明の中で、後継処分場事業の必要性については概ね理解を得ることが出来ている。今後についても、必要な手続きの中で意見募集や説明会を開催していく。</p> <p>なお、響灘東地区の公有水面に関し権利を有する者には、港湾計画策定時に計画の了承を得ている。</p>
--

5. 事業の投資効果やその変化

- (1) 一般廃棄物処分場の確保及び適正な処理
- (2) 産業廃棄物処分場の確保及び適正な処理、市内中小企業の支援
- (3) 浚渫土砂処分場の確保及び適正な処理

6. コスト縮減又は代替案の可能性

【コスト縮減】

- ・変更箇所の選定にあたっては、複数案から比較検討し、経済面、社会面、環境面からもっとも優位であった響灘東地区を選定した。
- ・今後も実施に向けて、詳細な現地調査を行い、護岸の基礎形式や断面構造等、安全面や環境面を第一に考慮した中で、もっとも経済的なものを採用する。
- ・なお、施工においては、護岸の整備箇所及び工程を考慮し、仮設工の省略や中仕切り護岸の構造のスリム化など、コスト縮減につながる方策も検討する。

【代替案の可能性】

1. 廃棄物等について

- ・一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、市が処理の責任を有している。
- ・産業廃棄物については、長期・安定的な処分場を確保することで、中小企業の信頼性や安定的な産業活動を維持することができるため、市外に処分場を確保することは好ましくない。
(参考：中小企業所就業者数の対全産業比率（H18） 北九州市 79%、政令指定都市平均 75%)
- ・また、市外での処分については、仮に他都市の許可を得たとしても、輸送費や処分料などのコストが増大し、経済性や合理性から現実的ではない。
(参考：響灘東地区の管理型処分場の建設費+維持管理費+処分コスト=約 500 億円
他都市へ処分する場合の処分コスト=約 1,000 億円（約 2 倍）)
- ・なお、市内の陸上での処分場整備は、本市の大部分が市街化区域や風致地区、国立公園・国定公園等で占められ、大規模な処分場の確保が困難である。
(参考：響灘東地区の管理型処分場の建設費=約 150 億円
他都市事例より、同規模の内陸処分場を建設した場合の建設費=約 340 億円（約 2 倍）)

2. 浚渫土砂について

- ・浚渫土砂は、海洋投棄する方法があるが、一般的に海域の利用に影響を与えないと考えられる位置として、全ての海岸線から 50 海里（約 90km）が想定されており、輸送コストが増大する。
他都市の事例で、長崎県壱岐沖での投棄があるが、本計画と比べてコスト高となる。
(参考：響灘東地区の安定型処分場の建設費+維持管理費+処分コスト=100 億円
海洋投棄する場合の処分コスト=180 億円（約 2 倍）)
- ・なお、陸上で処分する場合は、脱水処理や輸送に関するコストが高み、現実的でないことから、これまでも海面に処分場を確保してきた。

上記2点より代替案はないと考える。

7. 見直し（縮小・休止・廃止・事業期間の延長等）した場合の影響

<休止・廃止について>

- ・代替の可能性がないことから、休止・廃止はできない。

<事業期間の延長について>

- ・廃棄物等を処理する管理型処分場は、既設処分場が容量限界を迎える平成33年度までに、整備を完了させる必要がある、延長等をできる猶予がない。
- ・また、浚渫土砂を処理する安定型処分場も、事業期間を最大限長期化、平準化を図った中で、浚渫計画を策定したことから、これ以上の延長は企業の産業活動（船舶の大型化や安全な航行等）に影響を及ぼす恐れがあり、延長できない。

<縮小について>

- ・長期、安定的な処分場を確保することは、中小企業の安定した産業活動を支えることに繋がる。また、規模を縮小すると、スケールメリットが低下し、処分単価が高くなるため、産業活動に支障をきたすおそれがある。

8. 事業担当部局の考え方

既設処分場が平成33年度で限界を迎えることから、後継処分場の整備を約8年で完了させることが必要不可欠である。

そのため、北九州市の廃棄物等を適切に処分するための後継処分場整備事業は、事業着手に目途が立たない新門司南地区から、響灘東地区に箇所を変更して、以降は北九州港廃棄物海面処分場整備事業として継続させることとする。